

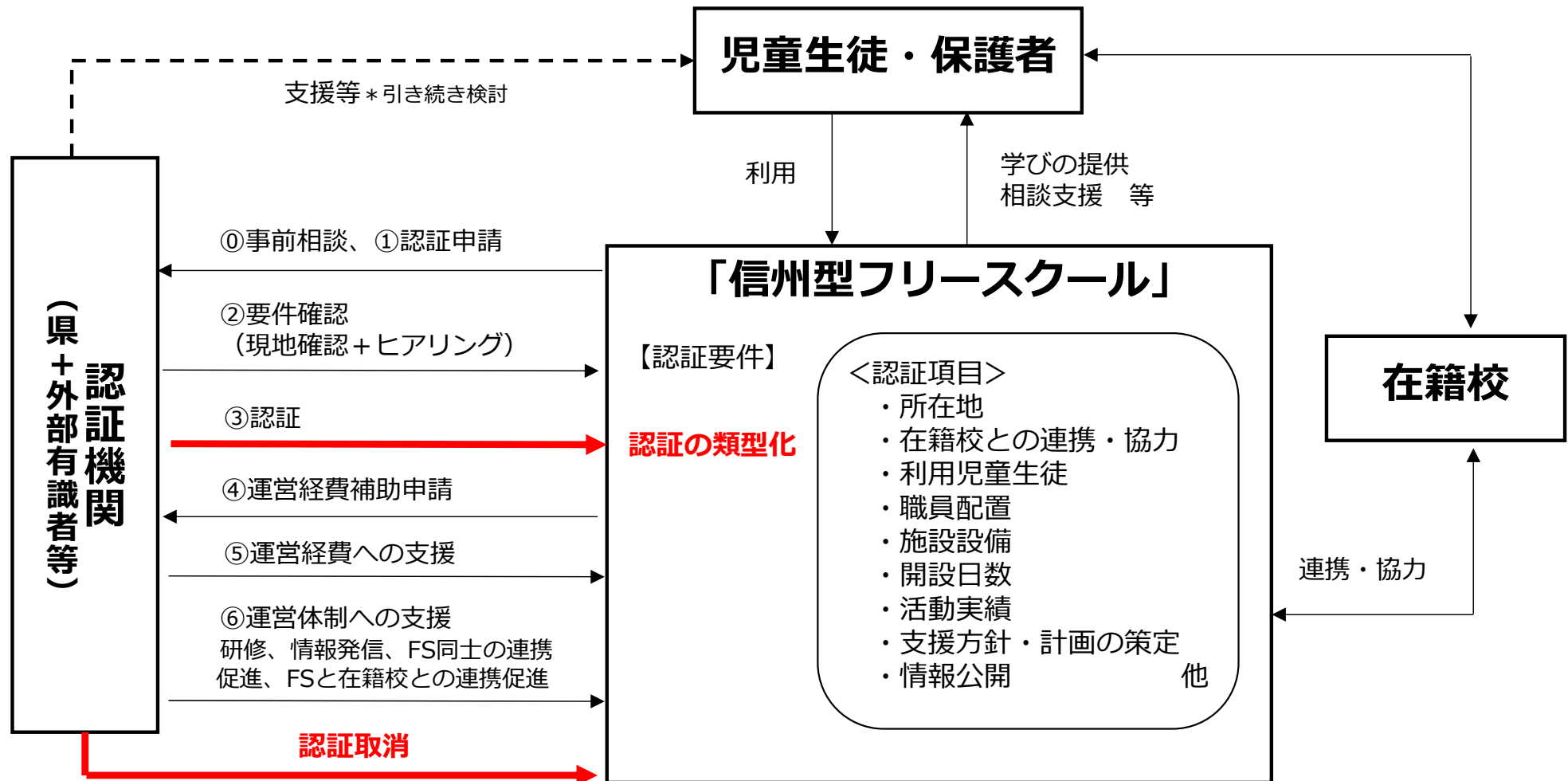
「信州型フリースクール認証制度」 検討資料

認証の類型化／認証取消

■ 「信州型フリースクール認証制度」で想定される仕組み

現時点で想定される仕組みとしては、

- ①事前相談
- ①フリースクールからの認証申請、②認証機関（県＋外部有識者等）による要件確認
- ③「信州型フリースクール」の認証
 - 児童生徒・保護者からの相談、○フリースクールの利用
 - 学びの提供、相談支援
- ④運営経費補助申請、⑤運営経費への支援（併せて⑥運営体制への支援）



第6回検討会議で検討

<関連（根拠）法令>（抜粋）

①日本国憲法

第二十六条

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

②義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

（基本理念）

第三条 教育機会の確保等に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること。

二 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。

三 不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること。

四 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。

五 国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようにすること。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、教育機会の確保等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、教育機会の確保等に関する施策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（財政上の措置等）

第六条 国及び地方公共団体は、教育機会の確保等に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の整備）

第二十条

国及び地方公共団体は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者及びこれらの者以外の者であって学校生活上の困難を有する児童生徒であるもの並びにこれらの者の家族からの教育及び福祉に関する相談をはじめとする各種の相談に総合的に応じることができるようにするため、関係省庁相互間その他関係機関、学校及び民間の団体の間の連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

③こども基本法

（関係者相互の有機的な連携の確保等）

第十三条

国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

<検討事項> 認証の類型化について

<要旨>

- 不登校児童生徒等の様子に応じた支援の場を設けていくことが必要であることから、**認証の類型化（居場所型、学び型）を図り、個別最適な支援の提供に資するとともに、その在り方を検討していく。**
- 類型化にあたっては、**認証要件に差を付けた上で類型化を図るとともに、継続して改善を行っていく。**

検討会議での主な意見／フリースクールとの意見交換で出された主な意見

- ・ 認証制度と多様性の確保の両立が課題。多様性（広がり）と濃淡（深さ）を踏まえた段階的認証を提案
- ・ 「特化型」や「普及型」など、フリースクールとしての専門性や居場所としての機能を重視した類型化を提案
- ・ 不登校の段階に応じた支援の枠組が必要。“負い目”へのフォロー。学びの場を選ぶことができる公的な環境づくりが必要

<認証段階における認証要件の例>

認証項目	「居場所」型	「学び」型（A）	「学び」型（B） * 探求型
活動実績	過去に「居場所」事業を1年以上実施	過去に「学び」事業を1年以上実施	←
開所日数	週1日以上	週3日以上	週5日
支援方針・計画の策定	支援（伴走）方針・計画が策定されている		←
スタッフ資格	不登校児童生徒への支援について、知識・経験を有していること。（※1）		←
	資格は問わない。	スタッフ（ボランティアを含む）の1名以上が資格等（※2）を保有している。	←
在籍校との連携・協力	在籍校との連携・協力が図られている		←
出席扱い	問わない。	出席扱いを受けている児童生徒が1人以上いる。（但し、利用児童生徒・保護者の希望が無い場合は除く）	←
情報公開	適切な情報公開が行われている。		←
利用児童生徒・保護者への相談支援	利用児童生徒・保護者への相談支援が実施されている。		←

※1 文部科学省「民間施設のガイドライン」

4 相談・指導スタッフについて

- ① 相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熟意を有していること。
- ② 専門的なカウンセリング等の方法を行うにあつては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあたっていること。

※2 資格等（他県の例）

■愛媛県（「愛媛県フリースクール連携推進事業におけるフリースクール選定ガイドライン」より）

4 相談・指導等職員について

- (1) 相談・指導等にあたる職員は、児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について十分な知識又は経験を持ち、その指導に熟意を有していること。
- (2) 不登校児童生徒の指導に必要な人数の職員を有し、配置していること。
- (3) 専門的なカウンセリング等を行うに当たっては、教育学や心理学、精神医学等、それを行うにふさわしい資格を有し、かつ専門的知識と経験を備えた職員が対応していること。

■福岡県（「福岡県フリースクール支援事業補助金交付要綱」より）

不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。

■鳥取県（「鳥取県フリースクール連携推進事業」）

2. 相談・適応指導などに従事する指導員を置くものとし、指導員は、通所の児童生徒の実員10人に対して少なくとも2人以上置くこと。

【指導員配置(10人に対し2名)の考え方】

児童生徒5人までは1名、6名から10名までは2名とする。

3. 専門的なカウンセリング等の方法を行う場合は、以下の①から⑥に示す心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた者があたること。

①財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士

②精神科医

③児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る）又は助教の職にある者又はあった者

④大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者

⑤大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者

⑥医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者

4. 消防機関が実施する平成5年3月30日付消防救第41号消防庁次長通知「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」に定める普通救命講習Ⅲを受講した職員が、1人以上常時配置されている、又は配置される予定であること。

*実績報告書で記載（必要な要件ではない）

教員免許（小学校）名

教員免許（中学校）名

教員免許（校種：）名

医師名

臨床心理士名

その他の資格名（）名

＜検討事項＞ 認証取消について

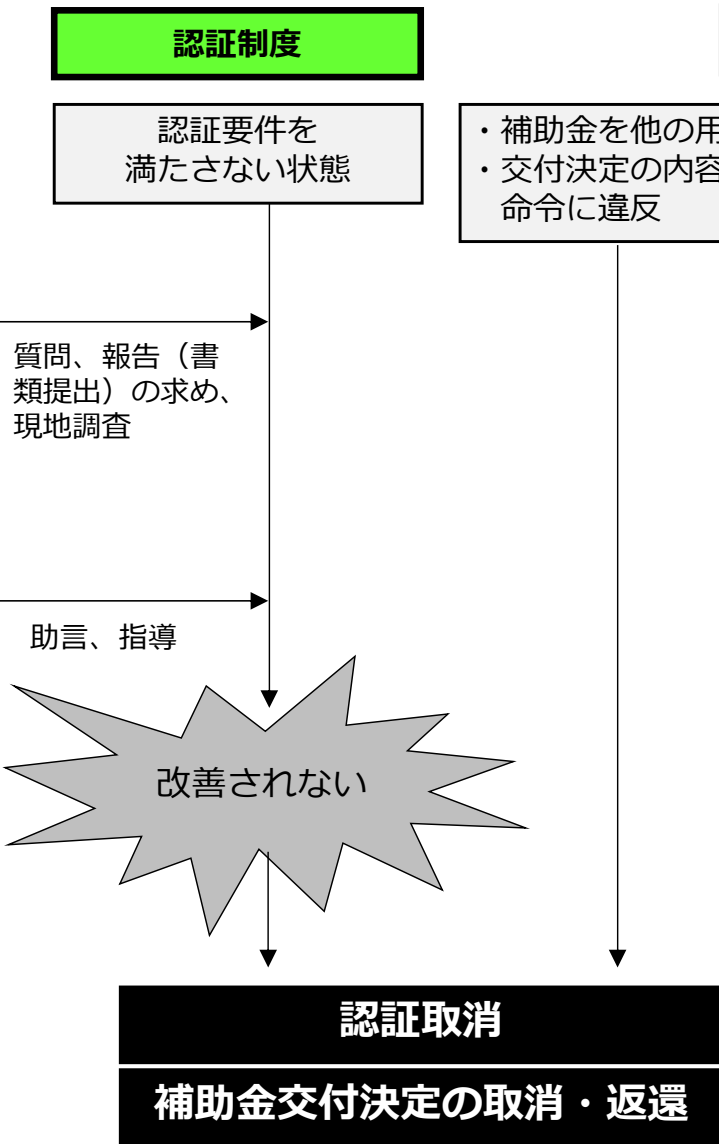
- 認証制度において認証要件を満たしていない状態が確認され、助言・指導を経ても、改善されない場合には認証を取消
- また、支援（補助）制度において、補助金を他の用途に使用したり、交付決定の内容・その他法令の規定に基づく処分又は命令に違反した場合には、補助金の交付決定を取り消すと同時に、認証を取り消すことを想定

＜参考＞信州型自然保育認定制度実施要綱
（認定の取り消し等）

第13 知事は、信州型自然保育の認定を受けた者が行う自然保育が申請要件又は認定基準を満たしていないと思われる場合には、認定を受けたものに質問し、必要な事項の報告若しくは必要な書類の提出を求め、又は現地調査を行うものとする

2 知事は前項の規定により調査等を行った結果、信州型自然保育の認定を受けた者が行う自然保育が申請要件又は認定基準を満たしていないと判断した場合には、申請要件及び認定基準を満たすよう助言し、指導するものとする。

3 知事は、前項の規定による助言及び指導を行ってもなお改善されない場合には、信州型自然保育の認定を取り消すことができるものとする。



支援（補助）制度

- ・ 補助金を他の用途に使用
- ・ 交付決定の内容、その他法令の規定に基づく処分又は命令に違反

＜参考＞福岡県フリースクール支援事業補助金交付要綱
（交付決定の取消）

第12条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令の規定に基づく知事の処分又は命令に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。